

相続

遺言書作成

遺産分割

家族信託

相続の相談件数1,000件以上の相続の専門家が対応

相続の無料相談会

6日間開催

事前予約制

2024年 11/23[土]~28[木]

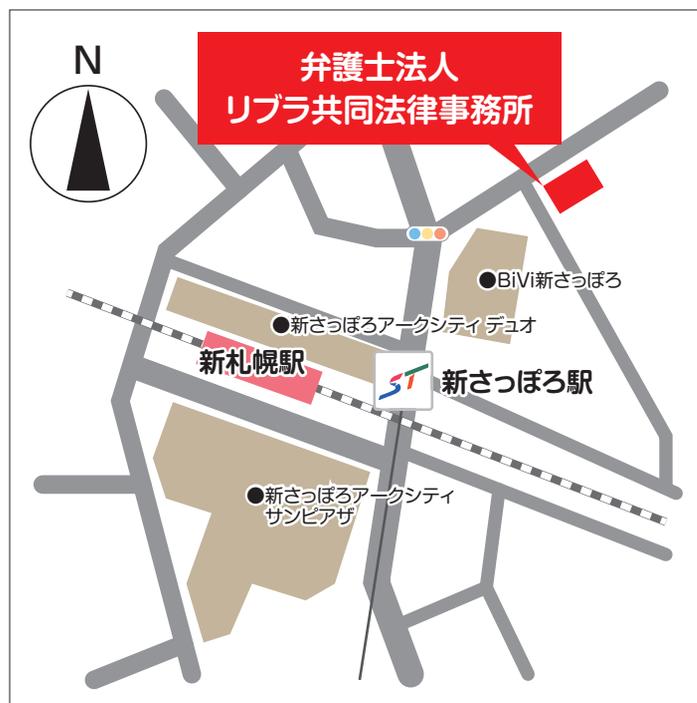
弁護士法人リブラ共同法律事務所
新札幌駅前オフィス

〒004-0051 北海道札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2-15
新札幌センタービル 4階

相談時間
① 10:00~ ② 11:00~ ③ 13:00~
④ 14:00~ ⑤ 15:00~ ⑥ 16:00~
ご予約時間の5分前に会場にお越しください。

☎ 0120-661-760

※事前予約制(平日9:00~20:00)



こんなお困りごとありませんか？

相続

遺言書作成

遺産分割

家族信託

相続不動産について

- 将来的に利用予定のない土地を売却したい。
- 維持・管理が難しい不動産を保有している。
- 実家が共有名義で相続人間で話し合いが進まない。
- 実家や自宅が空き家になるかもしれない。



相続手続きから相続不動産の売却までを一括してサポートします。

遺産分割について

- 遺産の分け方が不公平で納得できない。
- 疎遠の相続人がいて遺産分割の話し合いが進まない。
- 突然、遺産分割協議書が送り付けられてきて、印鑑を押せと急かされている。



遺産分割で納得できる結果を得るために、トラブルの解決が得意な弁護士がお手伝いいたします。

家族信託について

- 信託を使った方がよいのかわからない
- 信託をする際の流れを知りたい
- 将来の認知症などに備えたい
- 特定の人に財産を残したい



経験豊富な弁護士が相続に向けて取るべき手段や家族信託の手続きをお伝えします

遺言書作成について

- 遺産が少ししかなくても遺言を書いたほうがいいのか？
- やっぱり公正証書遺言を作成すべき？
- 遺言書があるが、具体的な手続きがわからない。
- 有効な遺言書を作成したい。



財産の名義変更をしないで放置しておくと、後で様々なトラブルが起こります。

相談会で 分かる こと



相続が発生したが、自分にとって必要な**相続手続き**はどのようなものか



適切な**遺言書の書き方**や**手続きの仕方**



相続でよくある**トラブルと解決策**



預貯金の名義変更はどのようにすればよいのか



相続手続きを放置すると…

- 元々の相続人が亡くなった場合に、**相続関係が複雑になり、手続きが面倒になる**
- 相続人の中に借金がある人がいた場合に、**不動産を差し押さえられるリスクがある**
- 相続した不動産を自分の意思で**売却したり、担保に入れたりできなくなる**



相続でよくあるなかなか進まないケース

- 相続人の数が多くて**遺産分割がまとまらない**
- 相続人の中に**面識のない人**がいて連絡が取れない…
- 相続人の中に**行方不明者・海外在住の方**がいて連絡が取れない
- 相続人が**認知症**になっていて、**相続手続きが進まない**…
- 相続人の中に**未成年者**がいて**手続きが進まない**

重要

24年4月より相続登記が義務化されました!



不動産をお持ちの方はご注意ください!

- ✓ 遺産分割はまとまっていたが、**登記手続きをしていない**
- ✓ 登記費用がかかるので、**放置していた**
- ✓ 相続した不動産の**登記手続きができていないかわからない**
- ✓ 相続財産に**不動産が入っていた**

対応を怠ると、以下のようなリスクがあります!



直ちに売却できない



建物を建てる際に支障が出る



罰則として10万円以下の過料(罰金)を求められる可能性

これらのケースに当てはまる方は、今すぐ無料相談会にお越しください。

無料相談会のお申込みはこちら

0120-661-760

平日9:00~20:00
(夜間・土日応相談)

相談会会場はこちら↓

弁護士法人
リブラ共同法律事務所
新札幌駅前オフィス

〒004-0051
北海道札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2-15
新札幌センタービル4階



札幌を中心に北海道全域の相続に対応しています。

弁護士法人
リブラ共同法律事務所
札幌駅前本部

〒060-0001
北海道札幌市中央区北1条西2丁目1番地
札幌時計台ビル10階



無料相談会のお申込みはこちら

0120-661-760

平日
9:00~20:00

相続に関する情報はこちらの相続サイトをご覧ください